

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、日々の生産活動において必要不可欠であるエネルギー価格が高騰しているなか、エネルギー消費量の削減と生産性向上を図るため、あらかじめ本市が指定する生産設備を更新(入替)により導入する市内企業の取組を促進することを目的とする。

2 本事業は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する者

(2) 製造業者 日本標準産業分類の製造業のうち履歴事項全部証明書に製造、加工等の記載がある企業

(3) ファブレス企業 日本標準産業分類の卸売業のうち履歴事項全部証明書に「製品・商品の企画」「製品・商品の設計」「製品・商品の開発」の記載がある企業

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「本補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業等経営強化法に基づき、本市から令和7年4月以降に先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち製造業者又はファブレス企業であること。

(2) 本補助金申請日の時点において市税の滞納がないこと。

(3) 本補助金申請日の時点において、申請日の属する会計年度内にすでに本補助金の交付決定を受けていないこと。

(4) 本事業により市内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)は、対象外とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

3 市長は、本補助金の交付を受ける補助対象者が暴力団等であるかどうかについて必要に応じて警察署長の意見を聴くことができる。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内で既に事業活動を営

んでいる工場・事業所等において現在使用している設備を本市が指定する補助対象設備に更新する事業であり、下記要件をすべて満たすものとする。

- (1) 導入する設備が、[一般社団法人環境共創イニシアチブ \(SII\) の「省エネルギー投資促進支援事業補助金」の対象となる「生産設備」](#)に該当していること。
- (2) 導入する設備は令和 7 年 4 月以降に先端設備等導入計画の認定を受けた設備であること。
- (3) 導入する設備に対して、交付決定日の属する年度中に国（独立行政法人等を含む）や府など他の機関が実施する他の補助金等（公募要領に定めるものを除く。）の交付がないこと。
- (4) 交付決定日から交付決定日の属する年度の 3 月末日までに導入から支払までを完了すること。
- (5) 現在使用している既存設備を更新して省エネルギー化を図ること。
- (6) 更新前後で、使用用途が同じであること。
- (7) 中古品ではないこと。

2 市内間の工場の移転、集約及び既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合も対象とする。

（補助対象経費）

第 5 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は交付決定日から交付決定日の属する年度の 3 月末日までに設備等の導入に伴う設備費であって市長が必要と認めるものとする。ただし、交付決定日以前に発生した補助対象経費であっても、交付決定日前の実施についてあらかじめ事前着手承認申請書（様式第 1 号）を提出し、事前着手決定通知書（様式第 2 号）により承認決定されたものについてはこの限りでない。

2 消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた金額又は 3 0 0 万円のいずれか低い金額（千円未満切捨て）とする。

（補助金交付の申請）

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 先端設備等導入計画認定申請書の写し
- (2) 先端設備等導入計画認定書の写し
- (3) 直近 3 か月以内に発行した履歴事項全部証明書、開業届、又は青色申告決算書のうちいずれかの写し
- (4) 直近 3 か月以内に発行した滞納のない証明書（市税）
- (5) 写真（既存設備の設置状況等が分かるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 8 条 市長は、本補助金の申請があった場合には、当該申請に係る書類を審査し、本補助金の交

付が適当であると認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により、また補助金の交付が不適当であると認めたときは、不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ書（様式第6号）を提出しなければならない。

（変更の承認申請）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

（1）先端設備等導入計画変更に係る認定申請書の写し

（2）先端設備等導入計画変更に係る認定通知書の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

（変更の承認決定）

第11条 市長は、補助事業者より前条の変更承認申請があった場合は、申請に係る変更等の内容を審査し、変更の承認をするときには、変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業（設備導入）が完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）納品書、請求書、領収書の写し

（2）写真（設置した設備等が分かるもの）

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その報告書が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過する日までに交付請求書（様式第11号）を提出しなければならない。

（状況報告等）

第15条 補助事業者は本補助事業終了後3年間、本市が行うフォローアップ調査に回答しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 本補助金により取得した機械装置等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、移動し、貸付け、承継、又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはならない。ただし、処分をする場合は、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第12号）を提出し、取得財産処分決定通知書（様式第13号）により承認決定されたものについてはこの限りではない。

2 前項の規定の期間内に処分等を行う場合は、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に返金しなければならない。ただし、天災等による破損、その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、この限りでない。

(補助事業の帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、本補助金に関する領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(財産の管理等)

第18条 本補助金により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(実地検査)

第19条 本補助金を受けた者は、補助対象事業の進捗状況確認のため本市職員が行う実地検査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) 市長が別に定める基準日において、市税を滞納しているとき。

(4) 暴力団等であることが判明したとき。

(5) その他この要綱に定める条件に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において、補助対象者が既に補助金の交付を受けているときは、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(申請者)

所在地

名称

代表者名

東大阪市省エネ設備更新事業補助金対象事業事前着手承認申請書

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

なお、交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないと承知しており、不交付決定となっても異議はありません。

記

1. 申請年度
2. 事業開始が遅れた場合に生じうる影響
3. 補助対象経費が発生する日付
4. 事前着手の内容

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業対象事業事前着手
(承認・不承認) 決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金対象事業事前着手承認申請について、下記のとおり(承認・不承認)を決定しましたので通知します。

記

1. (承認・不承認) の理由

(申請者) 〒 ー
(宛先)東大阪市長 所在地
名 称
代表者名

東大阪市区省エネ設備更新事業補助金交付申請書

東大阪市区省エネ設備更新事業補助金を交付されたく、東大阪市区省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規程に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、本事業実施にあたっては、東大阪市区省エネ設備更新事業補助金交付要綱の定めるところに従います。

補助金交付申請額	円
※補助金交付申請額は、「補助対象経費(消費税抜き)」に2分の1を乗じた金額(1,000円未満を切り捨て)又は300万円のうちいずれか少ない額となります。なお、令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業補助金の(Ⅲ)設備単位型、又は令和7年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金のうち生産設備について、既に交付を受けており、さらに本事業による補助金額の交付を受ける場合の計算方法は公募要領を参照してください。	
令和7年度東大阪市区省エネ設備更新事業補助金の申請にあたって、次に掲げる事項を確認・誓約・同意しました。	
項目(チェックボックスに☑を入れてください)	チェック
導入する設備に対して、国や府などほかの機関が実施するほかの補助金等の交付を受ける場合(ただし、令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業補助金の(Ⅲ)設備単位型、及び令和7年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金を除く)は、本補助金を返還することに同意しました。	☐
導入する設備に対して、異なる販売事業者3者に見積をとり、最低価格の見積書を添付しています。(ただし、競争入札等が困難又は不相当である場合はその限りではない)	☐
本補助金により取得した設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過するまでに補助金の交付の目的に反して処分した場合、補助金相当額を返金しなければならないことについて同意しました。	☐
本補助金により取得した設備等に係る情報を東大阪市区税務部から東大阪市区都市魅力産業スポーツ部に提供することに同意します。	☐
申請者は、市税及び東大阪市区に対する債務の支払等の滞納はありません。また、必要があるときは、申請者の課税状況について、東大阪市区が官公署に報告を求めることについて承諾します。	☐
更新の対象となる設備について、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に廃棄・除却することについて同意します。	☐
申請者は、東大阪市区暴力団排除条例第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しません。また、必要があるときは、東大阪市区から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、本申請書及び役員名簿等が東大阪市区から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	☐

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

①導入する設備

種別			
メーカー名			
製品名		型番	
購入予定金額 (税抜)(円)	円		
補助金額 (円)	円		
令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業補助金の(Ⅲ)設備単位型、又は令和7年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金のうち、生産設備に対する補助金額(円) (ない場合は空白か0で結構です)			円

②既存設備(廃棄・除却する設備)

※更新する設備は①導入する設備と同じ種別のものにしてください。

種別	
メーカー名	
製品名	

③省エネルギーの計算方法

①既存設備(廃棄・除却する設備)の消費電力(消費電力×1日の稼働時間×年間稼働日数)

消費電力	1日の稼働時間	年間稼働日数	
kW	× h	× 日	= kWh/年

②導入する設備の消費電力(消費電力×1日の稼働時間×年間稼働日数)

消費電力	1日の稼働時間	年間稼働日数	
kW	× h	× 日	= kWh/年

省エネルギー率 ... 100% - ①/② =

備考

独自計算の考え方(計算過程の説明)を記載してください。

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 4 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市区エネ設備更新事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市区エネ設備更新事業補助金については、東大阪市区エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定金額 円

2. 交付条件

- ・当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- ・本補助金により取得した機械装置等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはならない。処分等を行った場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により当該処分財産に係る補助金額を上限として返金しなければならない。
- ・本補助金により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- ・本補助金に関する領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管すること。
- ・本補助事業終了後 3 年間、本市が行うフォローアップ調査に回答すること。
- ・[東大阪市技術交流プラザ](#)への登録を行い、事業者紹介ページの保有機械・設備の項目に導入した設備を掲載すること。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市長省エネ設備更新事業補助金については、次の理由により交付できないので通知します。

不交付理由

様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(届出者)
所在地
名称
代表者名

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付けで申請した東大阪市長省エネ設備更新事業補助金について、東大阪市長省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規程に基づき、交付申請を取下げたいので届け出ます。

取下げの理由

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(申請者)
所在地
名称
代表者名

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金の変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった東大阪市長省エネ設備更新事業補助金について、下記のとおり申請内容を変更したいので、東大阪市長省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業の変更の内容

<変更前>

<変更後>

2. 変更の理由

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金対象事業の変更申請にあたって、次に掲げる事項を確認しました。

- ☐ 変更後の補助金交付申請額は、初めに交付決定がなされた際の交付決定金額を上回ることはできません。
- ☐ 申請にあたって、本申請書と「(別紙) 先端設備等導入計画変更に係る認定通知書」の写し、その他必要な書類を併せて提出します。

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市区エネ設備更新事業補助金の変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市区エネ設備更新事業補助金の変更承認申請書について、東大阪市区エネ設備更新事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 交付決定金額 円

東大阪市省エネ設備更新事業補助金実績報告書

(申請者) ー

(宛先)東大阪市長

所在地

名 称

代表者名

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金に係る補助対象事業について、完了したので、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業完了日	令和 年 月 日		
種別			
メーカー名			
製品名		型番	
購入予定金額 (税抜)(円)	円		
補助金額 (円)	円		
令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業補助金の (Ⅲ)設備単位型、又は令和7年度中小事業者の対策計画書に基づ く省エネ・再エネ設備の導入支援補助金のうち、生産設備に対する 補助金額(円) (ない場合は空白か0で結構です)		円	

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 10 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった東大阪市長省エネ設備更新事業補助金については、東大阪市長省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 円

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付請求書

(申請者) 〒

(宛先) 東大阪市長

所在地

名 称

代表者名

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金について、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規程に基づき、下記のとおり請求します。

補助金請求額	円
--------	---

上記の補助金は、下記金融機関の口座への振込みを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関	名称		支店名	
預金種別				
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

ゆうちょ銀行

預金種別	通常貯金 ・ 通常貯蓄貯金 ・ 振替貯金	
通帳記号 番号	通帳記号(5桁)	
	通帳番号(8桁) (振替貯金は6桁)	
フリガナ		
口座名義		

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 1 2 号 (第 1 6 条関係)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(申請者)

所在地

名称

代表者名

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金取得財産処分承認申請書

東大阪市長省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請年度

2. 処分の内容

①処分する財産名

②処分の内容（有償(金額)・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業補助金取得財産処分
(承認・不承認) 決定通知書

東大阪市省エネ設備更新事業補助金財産処分承認申請について、下記のとおり (承認・不承認) を決定しましたので通知します。

記

1. (承認・不承認) の理由